

健 第 749 号
平成 30 年 8 月 24 日

環境保健センター所長 殿

保健福祉部健康推進課長
(公印省略)

人を発病させるおそれがあるものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり通知があり
ましたので、御了知をお願いします。

保健福祉部健康推進課
担当 : 村上由美
TEL: 086-226-7331
FAX: 086-225-7283

健感発0823第1号
平成30年8月23日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件」については、本日、平成30年厚生労働省告示第309号をもって公布され、同日から適用されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

記

1 改正の内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）において四種病原体等は施設基準、使用基準等の規制を設けており、また当立入検査を拒む等の場合については罰則規定を設けている等管理の徹底を図っているところである。一方、感染症法第6条第23項に基づき、四種病原体等のうち、医薬品等であって、人を発病させるおそれがほとんどないものについては、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成19年厚生労働省告示第200号。以下「告示」という。）によって厚生労働大臣が指定し、感染症法の規制対象から除外することとなっている。

今般、感染症法第6条第23項の規定に基づき、人を発病させるおそれが

ほとんどないものとして、新たに、以下の病原体を指定し、当該病原体に係る感染症法上の規制等を解除する。

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH7N9であるものに限る。）

- IDCDC-RG56N (A/Guangdong/17SF003/2016 (H7N9))

2 適用期日

平成30年8月23日から適用すること。

2 (1) 借款は、エジプト・アラブ共和国政府と ICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a) 儿償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b) 利子率は、年一パーセントとする。

(c) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日以後八年とする。

(d) 前払の手数料は、1に規定する借款の額の〇・二パーセントの率で課されることになる。2に規定する支出期間が延長されないことを及び前記の支出期間内に支出が完了することを条件として、1に規定する借款の額の〇・一パーセントに相当する額が払い戻されることになる。

(2) (1) (c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

借款は、プログラムの実施を目的として、エジプト・アラブ共和国の権限のある当局が既に行つたか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く）を対象として使用に供される。

(2) (1)に規定する表は、両政府の関係当局の相互の同意によって修正することができます。

エジプト・アラブ共和国政府は、エジプト・アラブ共和国政府の名義で開設される國家予算勘定に借款の田貸による支出額に等しい額をエジプトの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えた額はエジプト・アラブ共和国政府の国家予算に含まれ、プログラムを実施するために使用される。

エジプト・アラブ共和国政府は、借款に基いて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に關し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課さないことを差し控える。

エジプト・アラブ共和国政府は、JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して、かつ、専ら³ (1)に規定する予算支出のため使用されること及び軍事目的に使用されないと確保するために必要な措置をとる。

6 エジプト・アラブ共和国政府は、JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対しても、かつ、専ら³ (1)に規定する予算支出のため使用されること及び軍事目的に使用されないと確保するために必要な措置をとる。

エジプト・アラブ共和国政府は、要請に応じて、日本国政府及びJICAに対し、次のものを提供する。
(a) 借款の用途及びプログラムの実施の進捗状況についての情報及び資料
(b) 借款及びプログラムに関連するその他の必要な情報

両政府は、この了解から又はこの了解に閣下にて生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わつて確認される旨の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がそのまま効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提醒する光榮を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語・アラビア語及び英語により作成され、無訛に相違がない場合にば、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、より前に閣下に向かつて敬意を表します。

二千十八年二月二十一日にカイロで
エジプト・アラブ共和国駐在
日本国全権大使 香川剛廣
エジプト・アラブ共和国
投資・国際協力大臣
サハル・ナスル閣下
(エジプト側書簡)

書簡をもって啓上いたしました。本大臣は、本付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わつて確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がそのまま効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府から日本語による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、無訛に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、より前に閣下に向かつて敬意を表します。

二千十八年二月二十一日にカイロで
エジプト・アラブ共和国
投資・国際協力大臣 サハル・ナスル
エジプト・アラブ共和国駐在
日本国特命全権大使 香川剛廣閣下

4 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A／duck／Hokkaido／Vac—1／2004 (H5N1)	5 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルズ(血清型がH5N1であるものに限る。)A／duck／Hokkaido／Vac—3／2007 (H5N1)	6 インフルエンザウイルズA属インフルエンザAウイルス(血清型がH15N1であるものに限る。)A／turkey／Turkey／1／2005 (H5N1) (NIBRG—23)

7 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A／Anhui／01／2005 (H5N1) (Anhui／01／PR8—RG5)	7 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A／bar-headed goose／Qinghai lake／1a／05 (R) 6 + 2 (163222)	8 インフルエンザウイルズA属インフルエンザAウイルス(血清型がH15N1であるものに限る。)A／Anhui／1／2005 (H5N1) (IBCDC—RG6)

9 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A／Egypt／2321—NAMRU3／2007 (H5N1) (IBCDC—RG11)	9 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A／Anhui／01／2005 (H5N1) (Anhui／01／PR8—RG5)	10 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルズ(血清型がH5N1であるものに限る。)A／Egypt／330—NAMRU3／2008 (H5N1) (IBCDC—RG13)

11 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A／Egypt／RG29)	11 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A／common magpie／Hong Kong／5052／2007 (H5N1) (SIRG—166615)	12 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A／Hubei／1／2010 (H5N1) (IDCDC—RG2)

○ 脳膜炎発作の原因として、日本では、H5N1型の鳥インフルエンザウイルスが、主に、野鳥（カモ類）から人間へ感染する「鳥インフルエンザ」が原因とされています。また、H5N1型の鳥インフルエンザウイルスは、鳥の体内で増殖する際に、他の細胞を攻撃する能力を持っています。そのため、鳥の死骸や糞便などに潜伏するウイルスが、人間に感染する可能性があります。

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産者、輸入業者又は登録外國生産業者及び国内管理人の名前及び住所	17~26 (略)
有効期間が3年であるもの 登録番号 肥料の種類 肥料の名称 称 住 所 生第104710号 廉成汚泥肥料 廉成汚泥肥料 粒1号 太陽産業株式会社 兵庫県高砂市曾根町字 新開2932番地 斗留川1丁目111-11 郵便番号 761-1111 電話番号 078-942-1111 fax 078-942-1111 E-mail 078-942-1111 FAX 078-942-1111 URL http://www.taiyō-sangyō.co.jp	